

自由金利型定期預金規定（大口定期）

1.（預金の支払時期等）

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（証券類の受入）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息の差額を清算します。

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率。ただし、計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

A 預入していた期間と約定期間に応じた利率

約定期間 預入していた期間	1か月以上 3年未満のもの	3年以上 4年未満のもの	4年以上 5年未満のもの	5年もの
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×20%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上4年未満	—	約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×40%
4年以上5年未満	—	—	約定利率×70%	約定利率×60%

B 約定利率 =
$$\frac{(\text{基準金利} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の期日まで新たに預入するとした場合、そ

の預入に際し適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、満期前の解約は、当行がやむを得ないと認める場合に限りです。

5. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上